

錦江町農業委員会 4月定例総会会議録

○ 開催日時 令和5年4月25日（火） 午後4時から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人）

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席 なし

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代
書記 永田 宗成・折久木まり子・舞原 利博

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第4条許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

○事務局	<p>それではただいまより、令和5年4月錦江町農業委員会定例総会を開会いたします。そのまま結構です姿勢を正してください。一同、礼。</p> <p>それでは、農業委員会憲章朗読を、8番、貫見委員にお願いいたします。</p>
○貫見委員	<p>憲章朗読。</p>
○事務局	<p>はい、ありがとうございます。それでは会長がご挨拶申し上げます。</p>
○会長	<p>皆さんこんにちは。令和5年度になって初めての総会で新しい職員も増えております。よろしくをお願いいたします。それでは、ただいまより、令和5年4月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。会員全員出席されておりますので、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、14番、坂元委員と、2番、鈴委員を指名しますのでよろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題としますので、事務局の報告をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>はい。4月の会務報告を行います。4月3日に職員の辞令交付、年度初め式がございました。12日、農業委員会新任職員研修会が鹿児島市でございまして、坂口次長が出席しております。19日、農業者年金新任担当者研修会がオンラインでございまして、坂口次長が参加しております。25日、本日ですが、農業委員会の4月定例総会でございます。27日、農地中間管理事業推進担当者会議が、これもオンラインで開催予定であります。永田書記が参加予定です。以上でございます。</p>
○会長	<p>ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第1号、農地法第3条許可申請についてを議題としますので、説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>はい、では3ページをお開きください。受付番号1番です、譲渡人が、〇〇さん、大阪府の方です。経営規模についてはお目通しください。場所につきましては、城元字村ノ下5878番、地目につきましては、台帳現況ともに畑です。地積が380㎡です。譲受人の方が、〇〇さん、壱崎の方です。経営規模についてはお目通しください。受付番号2番です。譲渡人の方が、〇〇さん、中園の方です。経営規模についてはお目通しください。場所が城元字脇ノ平41番3、地目が台帳現況ともに畑です。地積が235㎡です。譲受人の方が、〇〇さん、塩屋です。経営規模については、お目通しください。以上になります。</p>
○会長	<p>次に受付番号1番について安水委員の報告をお願いいたします。</p>
○安水委員	<p>はい。報告をいたします。この農地は、〇〇さんの住宅より東側に隣接する間口2メートル、長さ10メートルぐらいの農地です。〇〇さんの、宅地より2メートルぐらい高い、ほぼ垂直に法面も切られております。雨が降ると土砂</p>

	<p>が流れてくるとのことで、〇〇さんが、地主さんに、畑を売ってほしいと相談したところ、〇〇で上げますとのことでした。現在この農地は、1～2㎡ぐらい菜園がされておりますが、ほとんど使われておりません。〇〇さんが譲ってもらえたら、農地を下げ、菜園をしたいということでしたので、どうか審議のほうよろしく願いいたします。</p>
○会長	<p>次に受付番号2番について本釜委員の報告をお願いいたします。</p>
○本釜委員	<p>はい、報告いたします。受付番号2番のこの土地は以前から〇〇さんが借りて耕作されていまして、今回〇〇さんのほうからもらってこないかという相談があり、〇〇さんが承諾されました。小さい畑ですが、野菜をたくさんいろいろつくられております。よろしく願いいたします。以上です。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第1号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第2号、農地法第4条許可申請についてを議題としますので、説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>はい、では5ページをお開きください。受付番号1番です。申請者の方が、〇〇さん、笹原の方です。場所が、馬場字深山ヶ崎4177番3、地目が台帳現況ともに畑です。地積が2,104㎡です。転用目的につきましては、駐車場及び資材置場ということになっております。理由につきましては、申請人の方はブロイラーを経営していますので、鶏の出荷用のコンテナカゴ置場と出荷用のトラックの待機場所としての駐車場を確保したいということです。鶏舎の隣にあるこの土地を、転用したいということで申請がきております。場所につきましては、6ページ以降になりまして、6ページは、町内の全図になりまして大まかな大体の場所になります。7ページが地籍図になりまして、ちょうどこの、地図でいきますと真ん中が、申請地になります。次のページが分かりやすいかと思えます。8ページです。航空写真になります。こちらの4177の3ですね、以前4177の1が、転用がありまして住宅が建てられておましてその横を今度駐車場と資材置場にしたいということです。9ページにつきましては住宅地図になりまして、10ページはですね、図面と言えればいいんでしょうか、このような形で使用するという配置図です。以上になります。</p>
○会長	<p>次に鈴委員の報告をお願いいたします。</p>
○鈴委員	<p>はい、今、事務局が説明をされたとおりでありますが、この8ページを見てもらえば、1番よく分かると思えますが豚舎と鶏舎とに囲まれた場所でございまして、ほかに何ら影響することはないので、問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。</p>

○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第2号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第2号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第3号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますが、2回に分けて審議したいと思います。異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号1番から13番について、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では、12ページをお開きください。受付番号1番です。貸し人が、〇〇さん、神川上の方です。場所が神川字西ケノ木5319番1、地目が畑、地積が2,208㎡です。期間が令和5年4月26日から令和10年12月14日までです。小作料につきましては〇〇円です。借り人の方は、〇〇さん神川上の方です。受付番号2番です。貸し人が〇〇さん、池野の方です。場所が田代川原字川前4090番5、地目が田、地積が3,439㎡です。期間が令和5年4月26日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人が〇〇さん、上原です。受付番号3番の貸し人が〇〇さん、中園の方です。場所が城元字久保下1623番2、地目が田、地積が212㎡です。貸付け期間が令和5年4月26日から令和10年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、上之宇都の方です。受付番号4番の貸し人が〇〇さん、半下石の方です。場所が馬場字平野4698番6、地目が畑、地積が376㎡です。期間が令和5年4月26日から令和19年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人が、〇〇さん、川北の方です。受付番号5番の貸し人が〇〇さん、半下石の方です。場所が馬場字平野4698番5です。地目が畑、地積が456㎡です。期間が令和5年4月26日から令和19年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、川北の方です。受付番号6番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が馬場字平野4698番8、地目が畑、地積が478㎡です。期間が令和5年4月26日から令和19年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、川北の方です。受付番号7番から9番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所につきましては、3筆ありまして、いずれも馬場字完込です。地番につきましてはお目通しください。地目はいずれも田となっております。地積が、合計で4,125㎡です。期間につきましては、令和5年5月1日から令和10年4月30日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。受付番号10番の貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が田代麓字ホケノ頭1288番です。地目が畑、地積が

	<p>1,813 m²です。期間が令和5年4月26日から令和9年12月14日までです。小作料が10a当たり〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、笹原の方です。受付番号11番の貸し人が、〇〇さん、橋ノ口の方です。場所が田代麓字ホケノ頭1289番、地目が畑、地積が3,666 m²です。期間が令和5年4月26日から令和9年12月14日までです。小作料が10a当たり〇〇円です。借り人が、〇〇さん、笹原の方です。受付番号12番の貸し人が、〇〇さん、錦江園の方です。場所が田代麓字ホケノ頭1287番、地目が畑、地積が2,724 m²です。期間が令和5年4月26日から令和9年12月14日までです。小作料につきましては10a当たり〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、笹原の方です。受付番号13番の貸し人が、〇〇さん、早瀬の方です。場所が田代川原字早瀬992番1、地目が田、地積が377 m²です。期間が令和5年4月26日から令和9年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、上原の方です。別紙でA4の横の用紙のほうにですね、借り人の方の、詳細がありますので、そちらのほうもまた参考にさせていただきます。以上になります。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたがここで、徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>1番の貸し人の〇〇さん、借り人の〇〇さん、これは叔父と甥っ子の関係です。貸し人の〇〇さんが高齢になりまして、なおかつ、持病が悪化したということから、畑をつくられなくなったということで、誰かいないかということの相談がありました。〇〇さんは、西ケノ木の場所が遠いんですけど、叔父の畑だからということで、何とか5年近く頑張ってみようかということで、借りることになりました。〇〇さんのほうは、大根、甘藷を中心に作業されておられて、自作地それから小作地も含めて、よく管理されておられますから、何ら問題ないというふうに思っております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に元丸委員の報告をお願いいたします。</p>
○元丸委員	<p>はい、報告します。この農地は以前より〇〇さんが耕作されていたわけですが、今回貸し人の〇〇さんのほうから、利用権設定を結びたいということで、整理したところであります。この〇〇さんはよく出てくる人ですが、まだ若くて本当にやる気のある元気な方です。農地のほうもきれいに管理されておられますので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に山中推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○山中推進委員	<p>〇〇さんの田んぼの隣が〇〇さんです。2畝余りの田んぼですので、畦をとって耕作したいということですので、よろしく申し上げます。何ら問題ないと思います。終わります。</p>
○会長	<p>次に畠中推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○畠中推進委員	<p>4番から6番について説明します。〇〇君は、稲作、WCS、シキミ等を1人で頑張っております。農業に対する意欲もあり、問題ないと思います。次に7番から9番についてですが、〇〇君は鹿屋市に住んでおられますが、もともと半下石出身です。この田んぼにはWCSを植えます。農地の利用状況も良いで</p>

	す。よろしくお願ひします。
○会長	次に折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	はい。10番11番12番を説明いたします。借主の〇〇君は、甘藷、里芋を主に作っていらっしゃいます。植付けもちゃんとしていらっしゃいますし、畔払いなんかも、きちんとしていらっしゃいますので、何ら問題はないと思いますので、審議のほうをよろしくお願ひいたします。
○会長	次に弓指推進委員の報告をお願いいたします。
○弓指推進委員	はい、13番の〇〇さんですが、認定農業者でもあり、今一生懸命頑張っています。なんら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号1番から13番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号1番から13番については原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号14番から16番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	13ページになります。受付番号14番からにつきましては、農地中間管理事業に係るものになりますので、借り人の方は全て公益社団法人県地域振興公社となっております。受付番号14番の貸し人の方が、〇〇さん、大阪府の方です。場所が田代川原字四本松1959番3、地目が畑、地積が3,687㎡です。期間が令和5年5月1日から令和10年4月30日までです。小作料につきましては、〇〇円です。受付番号15、16番の貸し人が、〇〇さん、辺志切の方です。場所が2筆ありまして、いずれも田代川原字四本松です。地番についてはお目通しください。地目は2筆とも畑となっております。地積が合計で4,381㎡です。期間につきましては、令和5年5月1日から令和10年4月30日までです。小作料につきましては、合計で〇〇円となっております。この分の、配分計画につきましては、A3で横長の用紙が配布してありますので、そちらのほうをご確認ください。以上になります。
○会長	ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号14番から16番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号14番から16番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第4号、令和5年度最適化活動の目標の設定についてを議題としますので、説明をお願いいたします。

○事務局	(資料により説明)
○会長	ただいま説明がありましたが質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第4号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第4号については原案のとおり決定しました。以上で令和5年4月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは以上をもちまして、令和5年4月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

1 4 番

2 番

議事録調整者